



フィルタリングで 子供を守りましょう

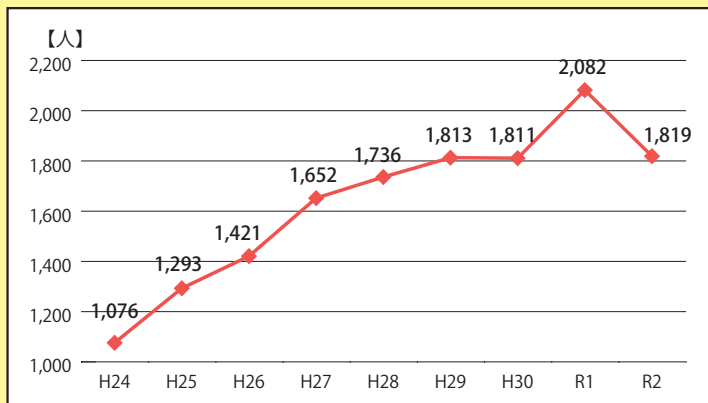


フィルタリングってなんなの？

フィルタリングは、**有害情報の閲覧を制限**する機能です。
発育段階に応じた設定もできるので、必ず設定しましょう。
下表は少年が当事者となるSNSに起因する犯罪の発生状況です。

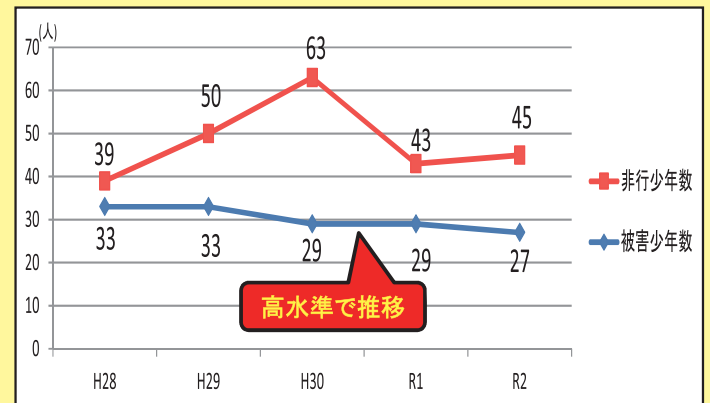


SNSに起因する事犯の被害児童数（全国）



SNS等に起因する福祉犯の被害少年と
インターネット利用の非行少年数（熊本県）

※ 福祉犯とは、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。
統計数値については、県外居住の少年を含む。



※ 引用元 熊本県警察ホームページ



たくさんの子供たちが事件に遭ったりしているね！
フィルタリングはどうしたら設定できるの？



携帯電話販売店等では、契約者や使用者が少年の場合、フィルタリングサービスの必要性や内容を説明し、設定することが義務付けられています。

でも…うちの子供はフィルタリングを嫌がるから…

ちよっと
まった！



有害情報から子供を守るのは保護者の義務です！

熊本県少年保護育成条例では、
「保護者は、フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスの利用その他の方法により、その監護する少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない（第18条の2第1項）。」旨規定されています。

保護者は、携帯電話販売店等からのフィルタリングの提供・設定を断る場合、フィルタリングを利用しない理由等を記載した書面又は電磁的記録を携帯電話販売店等に提出しなければなりません。

令和2年中に全国でSNSに起因する事犯の被害者となった少年の **約85%** が **フィルタリング未設定** でした。保護者の携帯電話を使用して被害に遭うケースもあり、貸し与える際も使用状況の確認が必要です。裏面では、被害例を紹介します。

事例 1

女子高生のAさんは、SNSで同年代の男性と知り合い、遊びに行く約束をして待ち合わせをしていました。

しかし、待ち合わせ場所にきたのはSNSの写真とは違う中年の男性で、断る間もなく車に乗せられ、わいせつな被害に遭ってしまいました。

Check!

SNSで知り合った人とは会わない！

Check!

SNSで知り合った人が実際にどんな人かは分かりません！

事例 2

女子中学生のBさんは、SNSでやり取りしていた男性と仲良くなり、男性から「Bの下着姿が見たい」と頼まれました。

Bさんは、最初はためらいましたが、男性の頼みを聞いてあげたいと思い、自分で写真を撮って男性に送信しました。

しかし、それから男性の要求はどんどんエスカレートしていき、要求を断ると「下着姿の写真をばらまく」と脅され、男性の要求を断ることができなくなってしまいました。

Check!

恥ずかしい写真を撮らない！送らない！

Check!

少年(18歳未満)が拒否しているのに裸の画像等を送るよう求めたり、脅したりして裸の画像等を求める行為は、熊本県少年保護育成条例で禁止されています。

「家庭でのルールづくり」も大切です 子供としっかり話し合しましょう

ルールの一例

- 午後〇時以降は使わない
- 会員登録や課金は保護者に相談する
- 個人情報を書き込まない
- 人の悪口を書き込まない など



ペアレンタルコントロールを活用しましょう



ペアレンタルコントロールとは、子供によるパソコン、スマートフォン、ゲーム機等の利用に関し、保護者がコンテンツや利用時間を管理したり、位置情報を確認することができる機能のことです。

ペアレンタルコントロールは、機器に機能が備え付けられている場合や、アプリとしてダウンロードが必要な場合がありますが、積極的に活用して、子供の機器の使い方を見守りましょう。

少年のフィルタリング普及等に関する協定

令和3年1月25日、熊本県と県警察で、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪の被害防止を図るための情報共有及び連携・協力に関する協定を締結しました。

共有した情報は、フィルタリング普及を始めとするインターネットの安全利用に関する取組の普及啓発等に活用されます。

熊本県警察のYouTubeをご紹介します！

SNSに起因する子供の非行や被害防止を目的とした広報啓発用動画「ゆっぴーと学ぼう！！あんしんネットスクール」が制作されていますので、ご覧になり家庭や学校でお役立てください。

(熊本県警察ホームページ)

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/police/60156.html>



QRコードからも
接続することができます。

熊本県少年保護育成条例のお問い合わせ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課 青少年班

熊本県少年保護育成条例

検索

TEL 096-333-2294